

避難行動要支援者制度 地域ぐるみの助け合い

有田川町では、災害時に自力では避難が難しい方などを対象とした「避難行動要支援者名簿」を整備し、平常時から自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員などの避難支援関係者に名簿情報を提供することで、日頃の見守りや災害時の避難支援・安否確認などに活用するための取り組みを進めています。

災害時、地域内での避難支援活動を円滑に行うためには、自治会などを中心とした近隣の助け合いが大切です。日頃から要配慮者の所在把握や、避難支援の体制づくりに取り組むことが、地域の防災・減災につながります。

「避難行動要支援者名簿」登録対象者

- ① 65歳以上の一人暮らしの高齢者。
- ② 65歳以上の高齢者のみの世帯の方。
- ③ 介護保険法に基づく要介護認定において要介護3以上の判定を受けている方。

登録の申請方法

登録には申請書の提出が必要です。登録を希望される場合は、やすらぎ福祉課（金屋庁舎）または清水行政局住民福祉室までご連絡ください。

- ④ 身体障害者のうち障害者手帳を有する方で、障害の程度が1級または2級の方。
 - ⑤ 知的障害者のうち療育手帳を有する方で、障害の程度がA判定の方。
 - ⑥ 精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方。
 - ⑦ 特定疾患医療受給者証を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児。
- ※前記に該当する方で、かつ次の項目に該当する方が対象となります。
- ・在宅の方であって、災害時に自力避難が困難な方。
 - ・自身の避難支援に関する個人情報（自治会などへ提供することに同意した方）。

地域の絆で要配慮者を守ろう

「個別避難支援計画（個別計画）」の作成

個別計画とは「どこに避難するか」「誰が支援するか」など具体的な内容を、一人一人の状況に合わせて事前に決めておき、避難支援を迅速に行うためのものです。

避難行動要支援者名簿に登録されている方のうち、家族以外の第三者の支援がなければ自力避難が困難とされる在宅者を個別計画対象者とし、個別計画を作成します。

個別計画の作成方法

個別計画対象者と自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員など、避難支援関係者が相談しながら個別計画を作成します。

ご理解ください

この制度は、あくまで地域住民が共に助け合う「共助」の下に行われます。災害時には避難支援者も被災することが考えられます。必ず支援が受けられるとは限らず、支援者が責任を負うものではありません。

ご存じですか？「黄色い旗」



災害が発生した場合、町民の皆さまには避難をお願いすることがあります。有田川町ではそのようなとき、無事を周囲に伝えるため「黄色い旗」を使用しています。

災害発生後、避難所などに避難するまたは自宅にとどまるといった場合、家族の無事が確認できたときは、玄関先に「黄色い旗」を立ててください。「黄色い旗」はその家族の無事を周囲の方に知らせるために立てるものです。旗の立っていない世帯には声を掛けて避難を促しましょう。

転入などで「黄色い旗」をお持ちでない方は、やすらぎ福祉課（金屋庁舎）までお問い合わせください。